

県南広域振興局長告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年10月11日

県南広域振興局長 堀 江 淳

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400293	社団医療法人啓愛会	社団医療法人 啓愛会 美山病院 訪問看護事業部	奥州市水沢区羽田町字水無沢495番地2	平成28年9月30日